

富山県警察本部訓令第10号

機動警ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月10日

富山県警察本部長 杉本 伸正

機動警ら隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 勤務制等（第4条―第10条）
- 第3章 活動要領（第11条―第15条）
- 第4章 幹部等の職務（第16条―第18条）
- 第5章 指揮監督及び指導教養（第19条―第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察の地域警察の運営に関する訓令（平成5年富山県警察本部訓令第23号。以下「地域訓令」という。）に定めるもののほか、地域部地域企画課に附置する機動警ら隊（以下「機動警ら隊」という。）の任務、活動等について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 機動警ら隊は、常に即応体制を保持し、警ら用無線自動車の機動力を活用して、犯罪多発地帯等における重点的・集中的な運用と警察署の管轄区域を超えた広域運用を行うほか、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 各種事件及び事故の予防、検挙並びに交通指導取締り
- (2) 110番通報及びその他の急訴事案に対する初動措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、隊長に命ぜられた警察活動

（編成）

第3条 機動警ら隊に隊長のほか、企画・指導係員、小隊長、分隊長及び分隊員を置く。

第2章 勤務制等

（勤務制及び勤務時間）

第4条 機動警ら隊員の勤務制は、富山県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令（昭和63年富山県警察本訓令第6号）第2条及び第3条に規定するところによる。

2 機動警ら隊小隊員（以下「隊員」という。）の勤務区分ごとの勤務時間（以下「勤務基準」という。）は、別に定める。

（勤務変更）

第5条 隊長は、県下の治安情勢等を勘案して特に必要があると認めるときは、勤務基準に定めた勤務方法別の勤務時間の割振りの時間帯又は勤務方法別の勤務時間数の変更（以下「勤務変更」という。）を弾力的に行うとともに、隊員に対し勤務変更についての指示を適切に行うものとする。

2 隊員は、勤務基準による勤務を通じては効率的な活動ができないと認めるときは、隊長の承認を得て勤務変更をすることができる。

軽微な勤務変更についても同様とし、速やかに隊長の承認を得るものとする。

（活動計画）

第6条 隊長は、機動警ら隊の計画的かつ効率的な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする月間活動計画を定めるとともに、毎月25日までに隊員に周知徹底しなければならない。

- (1) 日ごとの実働人員及び勤務配置
- (2) 活動重点及びその着眼点
- (3) 指揮監督及び指導教養の重点
- (4) 行事予定その他機動警ら隊の活動に必要な事項

（勤務配置）

第7条 隊長は、月間活動計画に基づき、勤務日ごとに次の各号に掲げる事項を指示しなければならない。

- (1) 月間活動計画に基づき当日実施すべき事項
- (2) 住民の要望や事件、事故等の発生状況等活動に必要な事項
- (3) その他活動に当たって配慮すべき事項

（転用勤務の抑制）

第8条 隊長は、事件、事故等の発生等真にやむを得ない場合を除いて、隊員を転用勤務に従事させてはならない。

（活動記録及び報告）

第9条 隊員は、勤務中に取扱った事項をその都度記録し、勤務終了後速やかに隊長に報告しなければならない。

（月間活動状況等の報告）

第10条 隊長は、毎月の勤務及び活動状況を、翌月10日までに地域部地域企画課長（以下「地域企画課長」という。）に報告しなければならない。

第3章 活動要領

（活動区域）

第11条 機動警ら隊の活動区域は、県下全域とする。

（機動警ら）

第12条 機動警らは、原則として2人1組を単位として行うものとする。

2 警ら区域の割り当て及び機動警ら上の留意事項については、別に定めるところによる。

(事件、事故等の処理)

第13条 隊員の事件、事故等の処理範囲は、地域訓令第36条の規定により犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行うものとし、当該措置を講じた後は当該事案の発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

2 隊長は、事件、事故等の引継ぎに当たり、前項によりがたい特別な事情があるときはその都度、警察本部の課長又は警察署長（以下「所属長」という。）と協議するものとする。

3 事件、事故等の処理要領は、別に定めるところによる。

(応援要請)

第14条 所属長は、業務遂行上必要がある場合は、その理由、期間及びその他必要事項を明らかにして、地域企画課長に機動警ら隊の応援を要請することができる。

2 前項の規定により地域企画課長が応援要請を承認したときは、地域企画課長はその運用について所属長と協議するものとする。

(資料の収集及び整備)

第15条 隊員は、治安の維持及び隊の効率的な運営を図るため、関係資料の収集及び整備に努めなければならない。

第4章 幹部等の職務

(隊長の職務)

第16条 隊長は、県内における事件、事故等の発生状況等に即して、隊員の配置、指揮監督及び指導教養を適切に行い、機動警ら隊の計画的かつ効率的な運営に当たるものとする。

2 隊長は、地域の実態に即した機動警ら隊の機能を十分に発揮させるため、所属長と緊密に連携しなければならない。

(幹部の職務)

第17条 小隊長及び分隊長の幹部は、隊長の命を受けて、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 機動警ら隊に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 隊員の指揮監督及び指導教養に関すること。
- (3) 隊員の運用に関すること。
- (4) 隊員の勤務及び活動の評価に関すること。
- (5) 各所属との連携に関すること。

(車長)

第18条 隊長は、各警ら用無線自動車に車長を置くものとする。

2 車長は、巡査部長以上の者（巡査部長を配置できないときは巡査長とし、巡査部長又

は巡查長を配置できない場合は、巡查のうち適任者とする。)を充てるものとする。

3 車長は、自ら率先して警ら活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対する指揮監督及び指導教養（巡查長又は巡查にあつては助言指導）
- (2) 相勤員相互間の融和及び協調
- (3) 相勤員の勤務及び事務処理の調整
- (4) 勤務場所における施設、装備資機材、書類等についての保守管理
- (5) 勤務交替時の引継ぎに間隙を生じさせないための適切な措置

第5章 指揮監督及び指導教養

（幹部会議）

第19条 隊長は、機動警ら隊の効率的な運営を図るため、毎月1回以上幹部会議を開催するものとする。

（教養訓練等）

第20条 隊長は、常に隊員に必要な知識及び技能の教養に努めるほか、毎月1回以上日を定めて隊員を招集し、月間の活動重点、勤務計画及び教養重点その他機動警ら隊の運用に関する指示及び教養を行うものとする。

2 隊長は、新隊員に対して、期間を定め、隊員として必要な職務質問、車両運転等に関する教養訓練を行わなければならない。

（指揮監督及び指導教養上の留意事項）

第21条 隊長は、隊員を指揮監督又は指導教養する場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 任務付与及び指示命令を行うに当たっては、個々の隊員の勤務の実態を的確に掌握し、能力及び個性に応じて具体的かつ明瞭に行い、その結果を確認すること。
- (2) 実践的な指導により、職務執行に必要な知識と技能を習得させるよう努めること。

第6章 雑則

第22条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。